

# 財政用語

## ○決算関連

### ① 普通会計

一般会計と、次の9つの特別会計を除いた特別会計を合算した会計区分のことです。

(①公営企業会計、②収益事業会計、③国民健康保険事業会計、④老人保健医療事業会計、⑤後期高齢者医療事業会計、⑥介護保険事業会計、⑦農業共済事業会計、⑧交通災害共済事業会計、⑨公立大学附属病院事業会計)

南国市では、一般会計、土地取得事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を合算し、調整したものが普通会計となります。

### ② 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた、歳入歳出差引額のことです。

出納閉鎖期日（5月末日）における当該年度に収入された現金と支出された現金との差額を示すもので、いわゆる現金主義による表示です。

### ③ 実質収支

形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額のことです。当該年度に所属すべき収入と支出の実質的な差額をみるためのものになります。

### ④ 単年度収支

当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額のことです。

実質収支は、前年度以前の収支の累積であるため、前年度までの赤字・黒字が含まれています。そこで、当該年度だけの収支を把握するためには、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引く必要があります。

## ○財政指標関連

### ① 健全化判断比率

財政健全化法に基づく、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、

④将来負担比率の4つの指標のことです。

「実質赤字比率」は、一般会計等に生じている赤字の大きさを、「連結実質赤字比率」は、下水道事業など公営企業を含む自治体の全会計に生じている赤字の大きさを、「実質公債費比率」は、地方債の返済額（公債費）の大きさを、「将来負担比率」は、地方債など現在抱えている負債の大きさを、各自治体の財政規模に対する割合で表したものです。自治体財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標となります。

### ② 経常収支比率

自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当された一般財源の額が、市税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のことです。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示します。

**③ 実質収支比率**

標準財政規模に対する実質収支額の割合のことです。

**④ 実質公債費比率**

自治体の財政規模に対する地方債の返済額（公債費）の割合を示したものです。過去3年間の平均値で判断し、一定割合以上になると地方債の発行の際に条件が加わることとなります。

**⑤ 財政力指数**

基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いて得た数値の過去3年間の平均値のこと、財政力指数が1に近いほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいということになります。